

「平成19年度 規制緩和要望」一覧

社団法人 第二地方銀行協会

項目	要望の概要
I. 地域経済の活性化・中小企業金融の円滑化	
1. 銀行等による議決権の取得制限（5%ルール）の緩和【新規】	<p>中小企業の再生・経営支援の促進を図るため、議決権5%超の株式保有が認められる例外規定に、地域銀行が中小企業の再生・経営支援に取り組む中で株式を取得・保有するケース（例えば中小企業再生支援協議会が策定した再生計画に基づく出資）を加える。なお、上記例外規定で議決権5%超の株式保有が認められるケースについて、その保有が1年を超える場合には当局の認可・承認が必要となるが、認可・承認に当たっては、地方の中小企業の場合には株式の引受け手が限られている等の事情を十分勘案する。</p> <p>また、公正取引委員会のガイドラインでは、銀行合併時の例外規定（5%超の保有が最長5年にわたり可能）の適用を認可する場合の要件を定めているが、同委員会による認可が地域や企業の実情を踏まえ行われるよう、要件の明確化を図る。</p>
2. 銀行が所有する事業用不動産等の有効活用【新規】	<p>銀行の事業用不動産・遊休不動産の賃貸については、監督指針において要件が課されているため、地域の活性化に資する有効活用ができない場合が多い。地域銀行が行う事業用不動産等の賃貸は、地域の活性化に資するものであり、また、今年度から恒久的な枠組みとされた地域密着型金融の中でも、持続可能な地域経済への貢献が求められていることから、現行要件の撤廃、または実情に応じて要件の弾力的な取扱いを可能とすることを明記する。</p>
3. 銀行による農業生産法人の株式保有解禁【継続】	<p>本年5月の農林水産省「農地政策に関する有識者会議」の中で、農業生産法人の構成員の見直しが必要である旨の意見が出されていることもあり、銀行が、農業生産法人の構成員（株主）となることを認める。銀行が構成員となることは、農業生産法人の経営の安定・発展、地域における農業振興に寄与すると考える。</p>
4. 動産譲渡登記制度の公示性の強化【継続】	<p>本制度は、企業の資金調達の円滑化を図るため創設されたが、制度開始後2年が経過した現在においても当初の期待ほど活用されていない。現行では、登記された担保目的の動産譲渡が、占有改定による先行の譲渡担保に劣後する恐れがあるという問題がある。したがって、制度の利用促進のため、登記された担保目的の動産譲渡が、占有改定による先行の譲渡担保に優先するよう見直す。</p>
5. コミットメントライン契約適用対象の拡大【継続】	<p>コミットメントライン契約は、中小企業や地方公共団体においてもニーズが存在する。これを踏まえ、コミットメントライン契約に係る手数料が利息制限法および出資法上のみなし利息の適用除外となる借主に、中小企業や地方公共団体等を加える。独占禁止法により優越的地位の濫用は禁止されており、それを受けた監督指針の下で、銀行は法令遵守に向けた全行的な内部管理態勢を構築していることから、優越的地位濫用の懸念はないと考える。</p>
II. 保険窓販	
1. 銀行の保険窓販に係る担当者分離規制の廃止【新規】	<p>顧客にとって身近な行員が、保険の活用を含めた資産運用に関する総合的な提案ができず、顧客利便性を阻害していることから、本規制を廃止する。独占禁止法および保険業法により優越的地位の濫用は禁止されており、それを受けた監督指針の下で、銀行は法令遵守に向けた全行的な内部管理態勢を構築していることから、本規制を設ける必要性はないと考える。</p>

項目	要望の概要
2. 銀行の保険窓販に係る融資先販売規制の緩和【継続】	小規模事業者(従業員50人以下(特例が適用される場合は20人以下))の従業員の利便性を阻害していることから、融資先販売規制のうち、事業資金の融資先である小規模事業者の従業員に対する募集規制を撤廃する。独占禁止法および保険業法により優越的地位の濫用は禁止されており、それを受けた監督指針の下で、銀行は法令遵守に向けた全行的な内部管理態勢を構築していることから、本規制を設ける必要性はないと考える。
3. 保険業法上の非公開情報保護措置の撤廃【継続】	銀行では、監督指針の下で厳格な顧客管理態勢を構築し、個人情報保護法に基づく個人情報の継続的な厳格管理に取り組んでいることから、預金者や債務者に関する情報の安易な流用による契約者保護上の問題は生じないと考えられ、銀行の保険募集に限った本規制は撤廃すべきである。
4. 保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外【継続】	本規制は、募集代理店となる企業が自社従業員へ保険販売を行うことを一律に禁止しているため、従業員からの自発的な申し出等にも対応できず、顧客利便性を阻害している。銀行に関しては、独占禁止法および保険業法により優越的地位の濫用は禁止されており、それを受けた監督指針の下で、法令遵守に向けた全行的な内部管理態勢を構築していることから、本規制を設ける必要性はないと考える。
5. 全面解禁後に認められる「全てを事業の用に供する建物」を対象とした長期火災保険の融資先販売規制からの除外【継続】	19年12月22日予定の保険窓販全面解禁により、「全てを事業の用に供する建物」を対象とした長期火災保険が認められるが、顧客利便性の観点から、本件を融資先販売規制の対象とならないよう見直す。独占禁止法および保険業法により優越的地位の濫用は禁止されており、それを受けた監督指針の下で、銀行は法令遵守に向けた全行的な内部管理態勢を構築していることから、本規制を設ける必要性はないと考える。
Ⅲ. 経営の効率化	
1. 不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化【継続】	一般預金者にとっては、リスク管理債権と金融再生法開示債権の違いを理解することは困難である。銀行の不良債権処理が進んでおり、2つの指標を示す意義は乏しくなっていることから、一元化を図る。
2. 会社法の決算公告不要規定の銀行および銀行持株会社への適用【継続】	投資家のみならず預金者においても、有価証券報告書の電子開示システムEDINETの閲覧が可能であることに加え、銀行は、ディスクロージャー誌を全店に備え置き、預金者に対して十分な決算情報を開示している。こうした点を踏まえ、会社法の決算公告不要規定を銀行(銀行持ち株会社)にも適用する。
Ⅳ. その他	
1. 国立大学法人等への現金振込みに係る本人確認の緩和【新規】	本人確認法では、県立大学等の公立学校に対する10万円超の現金振込みは本人確認の対象外となる一方、国立大学法人・公立大学法人は本人確認の対象となる。県立大学等が都道府県の監督下に置かれているのに対し、国立大学法人等は、毎事業年度の財務諸表について主務大臣の承認が必要とされるなど、国による一定の関与があることから、よりマネーロンダリングの懸念がないため、本人確認の対象外とする。
2. 信託代理店における不動産関連業務の取次ぎ解禁【継続】	遺言信託や遺産整理業務等の信託関連業務に関する顧客ニーズは高まっているため、信託銀行への取次ぎを行う信託代理店において、現行除外されている不動産の売買・賃貸の媒介等の不動産関連業務の取次ぎを認める。本件は信託銀行への取次ぎであり、銀行の財務および業務の健全性確保の観点から見ても、特段の懸念はないと考える。

(注) 「新規」は新規要望項目、「継続」は昨年度からの継続要望を示す。

以上